

中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 要綱に定める対象事業のうち、県及び県の外郭団体の補助金の助成対象となる事業については、補助金の対象としない。

(補助金の対象となる事業者の要件)

第3条 要綱に定める要件のほか、補助金の対象となる事業者は、次の要件を備えたものでなければならない。

- 一 県内産業の活性化のために積極的に取り組んでいること。
- 二 財政が健全であること。
- 三 補助事業を実施する意志と能力を有すること。
- 四 要綱第2条第3号ホに定める「その他知事が適当と認める団体」とは、概ね次のとおりとする。
 - ア 一つの市町村の区域を越えた広域的な地場産業を集積し、事業効果が広域に及ぶことが期待される団体
 - イ 一つの市町村の区域を越えた異業種の中小企業者から構成され、事業効果が広域に及ぶことが期待される団体
 - ウ 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合（LLP）

(補助事業採択の基準)

第4条 補助事業採択の基準は、次のとおりとする。

- 一 販売力の強化や販路開拓のために新製品・商品等の展示を行うなど新たな取り組みを要するものであること。
- 二 テーマ性及び先進性が認められること。
- 三 社会情勢及び市場ニーズに合致していること。
- 四 継続性及び発展性が認められること。
- 五 県内産業、産地の活性化に寄与するものであること。
- 六 一部の構成員のみが事業効果を楽しむものでないこと。
- 七 法令に違反するものでないこと。
- 八 その他知事が不適切と認める事項がないこと。

(事業の事前着手の基準)

第5条 要綱第6条の知事が特に認めた場合とは、概ね次のとおりとする。

- 一 交付決定前に申し込みやの経費を支払わなければ、出展等に支障がある場合
- 二 交付決定前に見本市等が開催される場合で、開催よりも前に補助金交付申請書が提出された場合

(意見聴取のための機会)

第5条の2 要綱第7条で定める専門家の意見を聴取する機会として、「中小企業販路開拓等支援事業費補助金評価会議」を開催するものとする。

(補助事業の状況報告の期日)

第6条 要綱第12条第1項の知事が別に定める期日は、9月末日とする。ただし、9月末日以前に補助事業が完了済みである場合は、補助事業遂行状況報告書の提出を要しない。

(実績報告書の提出期限)

第7条 要綱第13条第3項の知事が別に定める場合とは、交付決定前に開催される見本市等に出展する補助対象事業が交付決定日より前に完了する場合とし、その場合の報告期限は交付決定日から起算して30日以内とする。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月23日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月29日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。